

子育て・ナビ

あなたの
子育てを
応援します!

◆子育て支援課 ☎(275)6359 ◆こども家庭課 ☎(275)6349

幼児教育・保育の無償化には 申請が必要です!

令和2年4月から認可外保育施設等または幼稚園、認定こども園の預かり保育を利用される方で、無償化の対象になるには、手続きが必要です。

【問合先】子育て支援課

無償化の対象になるには

認定申請書
と
保育の必要性が分かる書類
を

3月13日(金)までに

幼稚園・認定こども園
を利用する方は

各施設へ

認可外保育施設等
を利用する方は

子育て支援課へ

認可外保育施設等とは…都道府県等に届出をした認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート・センター事業(送迎のみを除く)のことを指します。

※なお、認可外保育施設等を利用する方で無償化の対象になるのは、保育所・幼稚園・認定こども園等を利用していない方に限ります。

子育て世代包括支援センター & 相談専用ダイヤルの開設

妊娠から出産・子育て期にわたる総合相談窓口を開設しました。妊娠中の「あれっ?」と思ったことや赤ちゃんの体重の増え方が気になるなど保健師・助産師・保育士等が電話・窓口・訪問で相談をお受けします。



相談専用
ダイヤル

072-275-6494

午前9時～午後5時30分受付
(土日祝日除く)

市奨学金の貸付制度が変更になります

【変更点】

- ①専修学校・短期大学・大学については、申請した年度、1年間のみの貸し付けになります。(2年目以降についても年度ごとに申請が必要になります)
- ②専修学校・短期大学・大学については、本人の申請のみが審査対象になります。
※高校・高専・中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部について変更はありません。

【貸付額】

区分		貸付額(年額)	
ア	高等学校 高等専門学校 中等教育学校の後期課程 特別支援学校の高等部	国公立	6万円
		私立	15万円
		国公立	6万円
		私立	15万円
イ	専修学校 短期大学	国公立	6万円
ウ	大学	国公立	15万円
		私立	20万円

※区分アのみ代理人による申請可

【対象】保護者が本市に居住している方で、学校教育法に規定する高校、高専、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校、短期大学、大学に今年入学予定の方(所得制限あり)

【申込】4月1日～30日に学校教育課(申込用紙等は3月16日から学校教育課で配布)

【貸付期間】区分ア:貸し付けた月から学校教育法に定める修業年限まで

区分イ・ウ:貸し付けた月から当該年度末まで
【決定】教育委員会から奨学金貸付決定通知書を本人に送付

【返還】卒業又は退学した日から1年を経過した翌月から

区分ア・イ…月額5千円、区分ウ…月額1万円

【問合先】学校教育課 ☎(275)6434